藤沢市生活環境団体活動推進費補助金交付要綱

制定 平成28年4月1日 改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、市民の生活環境の向上を図るため、環境の美化やごみの減量・資源化活動を行っている団体の活動費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、市内の環境美化やごみの減量・資源化に資する経費とし、補助を受ける 団体は、各地区において組織された生活環境協議会及び各地区生活環境協議会の代表者におい て組織された藤沢市生活環境連絡協議会とする。

(補助の額)

第3条 補助の額は、予算で定められた額を上限とする。

(補助金交付の申請手続)

- 第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類 を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書(第2号様式)

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を 決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業が完了したときにあっては、事業完了届(第4 号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けたものは、当該事業の完了後1か月以内に、事業実績報告書(第5号様式)に収支決算書(第6号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、保管整備しておかなければならない。

(補助金の返還)

- 第9条 市長は、この要綱の規定により補助を受けたものが、次の各号の一つに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。
 - (1) 補助金を目的外に使用したとき
 - (2) 補助金交付決定通知書に記載された条件または指示に違反したとき
 - (3) 第7条の規定による報告をしなかったとき
 - (4) 事業費の決算額が補助金額未満であるとき

(5) 不正な方法により補助金交付を受けたとき

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果 について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果 について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果 について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果 について必要な措置を講ずるものとする。